

# 宮城県へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱

## (目的)

第1 県は、へき地における住民の医療を確保するため、平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づき、県が、へき地医療拠点病院として指定した病院（以下「へき地医療拠点病院」という。）の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営に要する経費について、予算の範囲内において、当該へき地医療拠点病院の開設者に対し宮城県へき地医療拠点病院運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付額の算定方法)

第2 補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
- (2) 前項により区分ごとに選定された額の合計額から診療収入を控除した額と、総事業費から診療収入その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

## (交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

## (交付申請に係る添付書類)

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| (1) へき地医療拠点病院運営費補助金所要額調書 | 様式第1号の1 |
| (2) へき地医療拠点病院運営事業計画書     | 様式第1号の2 |
| (3) へき地医療拠点病院運営費所要額明細書   | 様式第1号の3 |
| (4) へき地医療拠点病院運営費基準額算出調書  | 様式第1号の4 |
| (5) 歳入歳出予算（見込）書の抄本       |         |

## (変更申請書)

第5 補助金の交付決定後において、その後の事情の変更により内容を変更して補

助金の変更申請を行う場合には、変更の交付申請を行うものとする。この場合、変更の交付申請の様式は、別記様式第1号に準じて行うものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(変更申請に係る添付書類)

第6 前項の補助金の変更交付申請書に添付しなければならない書類は、第5の各号に掲げる書類を準用するものとする。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更及び補助事業の内容を変更する場合には、知事と協議するものとし、その結果、当該変更を重要な変更と知事が認める場合においては、当該変更に係る知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 交付された補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、旅費、備品購入費及び研究研修費に充当すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の機械及び器具については、知事の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第2号による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第3号により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、事業完了後1か月以内又は知事が別に定める日とする。

(実績報告書に係る添付書類)

第9 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) へき地医療拠点病院運営費等補助金精算額調書 | 様式第4号の1 |
| (2) へき地医療拠点病院運営事業実績報告書    | 様式第4号の2 |
| (3) へき地医療拠点病院運営費実績額明細書    | 様式第4号の3 |
| (4) へき地医療拠点病院運営費基準額算出調書   | 様式第4号の4 |
| (5) 歳入歳出決算(見込)書の抄本        |         |

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払の方法により交付することができるものとし、その様式は別記様式第5号によるものとする。

(書類の提出部数)

第11 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、次のとおりとする。

- |                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 交付申請書                  | 2部 |
| (2) 変更交付申請書                | 2部 |
| (3) 実績報告書                  | 2部 |
| (4) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 | 2部 |

附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月8日から施行し、平成18年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月8日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月31日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。